

令和4年度

**第16期第23回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和5年3月14日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年3月14日(火) 午前10時から11時10分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 研修室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針の変更について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 議案3 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 4 議案4 会長及び会長職務代理者の選出について
- 5 その他
 - (1) 太平洋広域漁業調整委員会の開催について
 - (2) マスクの着用の考え方について
 - (3) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)
技師 岡野 健次

傍聴者

なし

計 19 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第23回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数15名中、出席委員が15名全員出席ですので委員会は成立しております。委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として田邊委員と秋山委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますように、このことについて、令和5年3月2日付け農林水第24-1059号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第14条第10項の規定により準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回はくろまぐろ大型魚における配分の基準変更といさき等、新たな魚種の追加に係る諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

資料の説明からさせていただきます。1-2ページから1-20ページまでは今回の資源管理方針変更案の溶け込み版、1-21ページからは新旧対照表、1-26ページと1-27ページは今回の変更のポイントとなりますのでよろしくお願いします。

では内容を説明します。1-26ページからの変更のポイントをご覧ください。今回の諮問について、9つのポイントに沿って説明します。

1、今回の三重県資源管理方針の変更に係る諮問の内容は、くろまぐろ大型魚における「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」の変更及び、別紙その3へ新たな魚種を追加するものです。

2、くろまぐろ大型魚における「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」の変更については、令和2管理年度と令和3管理年度の当初配分の方法に沿うよう、現在の三重県資源管理方針の記載内容を修正すると共に、知事管理区分への配分を近年の漁獲実態に近づけるため、当初配分の計算に使用していた漁獲実績の基準年を「平成27年4月から平成31年3月」から「平成30年4月から令和4年3月」の4年間に変更しています。

3、くろまぐろ大型魚の令和2管理年度と令和3管理年度の当初配分の考え方については、くろまぐろは来遊予測が難しいため、どの漁業種類においても急な漁獲の積み上がりが予想されます。そちらに対応できるよう、約3割を県の留保枠として確保していました。しかし、現行の三重県資源管理方針には、県の留保枠を確保する旨の記載が無いため、今

回はその旨を記載しています。

4、次に、別紙その3への魚種の追加についてです。別紙その3への過去の追加の状況としては、1月24日の三重海区漁業調整委員会ではいせえび、とらふぐ、あわびの3魚種について追加する旨の諮問を行い、県原案どおりとされたい旨、答申を受けて追加したところです。

5、今回は、前回の3魚種に続き、いさき、いかなご、あさり、やまとしじみ、はまぐりの5魚種について追加を行います。

6、ここからは新旧対照表で説明しますので、1-21ページをご覧ください。三重県資源管理方針は本紙と別紙に分かれており、1-21ページでは本紙について説明します。右が現行、左が変更箇所を示した新しい内容です。

三重県資源管理方針の本紙には資源管理に関する基本的な事項等が記載してあり、その中でも、「第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」の項目に、今回追加するいさき、いかなご、あさり、やまとしじみ、はまぐりの5魚種について追記する旨記載しています。

続いて別紙について説明します。1-22ページの(別紙3-1)～(別紙3-3)と記載のある箇所をご覧ください。(別紙3-1)～(別紙3-3)については、前回の、いせえび、とらふぐ、あわびの記載となりますので、省略としています。今回の魚種の追加では、(別紙3-4)でいさき、(別紙3-5)でいかなご、(別紙3-6)であさり、(別紙3-7)でやまとしじみ、(別紙3-8)ではまぐりの内容を記載のうえ、追加します。

また、今回追加します5魚種それぞれについて、「第1 水産資源の名称」、「第2 資源管理の方向性」、「第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」、「第4 その他資源管理に関する重要事項」の項目を記載しています。

具体的にそれぞれの項目について説明します。

第1の「水産資源の名称」については、いさきは、「いさき三重県海域」、いかなごは、「いかなご伊勢・三河湾系群」、あさは、「あさり太平洋中・南部のうち三重県海域」、しじみは、「やまとしじみ三重県海域」、はまぐりは、「はまぐり太平洋中・南部のうち三重県海域」としています。

第2の「資源管理の方向性」については、いさき、あさり、やまとしじみ、はまぐりは三重県で行っている資源評価結果を、いかなごは禁漁も続いているため、資源の回復目標を記載したうえでそちらを資源管理の方向性と定めています。

具体的には、1-22ページ、(別紙3-4)のいさきの項目については、第2として、令和2年度に行った資源評価をもとに、資源水準を中位以上に回復することを目指す、ことを方向性としています。

いかなごは、当面の間、親魚の残存資源尾数が20億尾以上に回復することを目指す、ことを資源管理の方向性としています。

あさり、やまとしじみは、令和元年度に三重県で行った資源評価結果をもとに、資源水準を中位以上に回復することを目指す、ことを資源管理の方向性としています。

はまぐりは、令和元年度に行った資源評価結果をもとに、資源水準を高位に回復することを目指す、ことを方向性としています。

続きまして、第3の「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」

については、5魚種とも同じ内容の記載となっており、公的制限である三重県漁業調整規則の遵守や、協定の移行促進、公表、定期的な検証及び取組内容の改良の促進などについて明記しています。

最後の第4の「その他資源管理に関する重要事項」については、今回5魚種共に該当なしの記載となっていますが、もし何か該当があったら、こちらに記載していくこととなります。

1-2ページからは、先ほど説明いたしました内容を全て記載してある三重県資源管理方針の全文となっていますので、お手すきの際にご確認ください。

また、今回の諮問を経て、三重県資源管理方針に5魚種が追加されると、現在の資源管理計画において対象魚種がいさき、あさり、やまとしじみ、はまぐりの資源管理計画は、順次、資源管理協定への移行が可能となります。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、なにかご意見はありませんか。

○秋山委員

管理方針について特に異議はないのですが、あさりやいかなご等について、資源回復の兆候のようなものはあるのですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

いかなごについては、3月初旬に調査を行いました。採捕尾数はゼロでした。資源回復の傾向はまだみられていないように思います。あさりについては、昨年度の漁獲量は上がっていますので、少しは回復傾向にあるのではないかと考えています。

○秋山委員

ありがとうございます。

○木村妙子委員

資源管理の方向性で、あさり、やまとしじみは中位以上、はまぐりは高位とありますが、これは具体的にはどの位のことを言っているのですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

具体的には、漁獲量で中位、低位、高位を判断しています。資源評価結果が低位のものは中位、中位のものは高位へ持っていく考え方で方向性を示しています。具体的な漁獲量については手元にデータがございませんので、お示しはできないのですが、漁獲量で資源水準を判断しています。

○木村妙子委員

わかりました。この管理をすることですけれど、具体的にはこの管理は何をされるつもり

なのですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

こちらについては、現在の資源管理計画で休漁などの取組みを漁業者にさせていただいていますので、そちらを資源管理協定においても引き継いでいただくことになると思います。

○木村妙子委員

では方針としては、今までとほとんど変わらないということですか。

○水産資源管理課（岡野技師）

はい、そうです。改めて明記した形になります。

○木村妙子委員

わかりました。いかなごもゼロだと聞いたんですが、はまぐりはどうですか。はまぐりややまとしじみは増えていますか。

○水産資源管理課（岡野技師）

はまぐりもやまとしじみも、漁獲量はそんなに増えていないので、まだ回復傾向にはないと考えています。

○木村妙子委員

資源管理として休漁などの取組みをされていますが、回復の見込みはなかなか難しい感じでしょうかね。

○水産資源管理課（岡野技師）

そうですね。難しいとは考えています。

○木村妙子委員

わかりました。

○藤原委員

この諮問とはちょっと方向性は違うと思うんですが、木村委員も言われたように漁業者も当然、魚種の管理は自ら行っているのが現状です。昨年この委員会やったのかどうか忘れましたが、いかなごがやはり7年か8年休漁で漁をすることが出来ないと申し上げました。それをそのまま水産庁にも申し上げたことがあるんですけど、消化事案って言い方は悪いんですけど、解決策が示されない。こんな報告では何も進展性がない。昨年いかなごの資源の回復の為に、瀬戸内の親魚を幾分か県で買って、それを育てながら研究を進めているということは聞いておるんですけど、やっぱり我々が聞きたいのはその先の結果がどうなっているのかです。今の質問のなかで関連があれば教えてください。

○水産資源管理課（岡野技師）

おっしゃられたとおり、県では瀬戸内から親魚をもってきて、種苗生産をする試験をしています。今は試験の途中で、夏眠をしている状態です。そのため、結果がまだ出ていませんので、結果が分かり次第、共有させていただきたいと思います。

○浅井会長

ありがとうございます。ほかにありませんか。

それでは、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議ないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和5年3月13日付け農林水第24-1062号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和4管理年度のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

説明の前に、資料の修正をお願いいたします。2-3ページをご覧ください。それぞれのポイントの要点に番号を振っておりますが、5番が2つあります。最後の5番を6番に修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、今回の諮問について、6つのポイントに沿って説明します。

1、今回の諮問は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの管理期間である、令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、県に配分された漁獲可能量を有効に活用するために、本日の三重海区漁業調整委員会終了後から、管理期間が終了する令和5年3月31日までの間に限り、知事管理区分

間の配分量を変更することについて、事前に承認を得ようとするものです。なお、くろまぐろの管理年度の末期に伴い、昨年3月の海区漁業調整委員会でも同様の内容で諮問させていただいています。

2、令和4管理年度のくろまぐろの漁獲状況についてです。今管理年度の漁獲状況については、春季に、小型魚においては定置網漁業で、大型魚においてはその他漁業で漁獲の積み上がりがあったため、県の留保枠からの配分や、大型魚から小型魚への交換を行い対応してまいりました。また、夏から秋の養殖用種苗の採捕では必要数量が確保され、管理年度全体を通じて漁獲可能量内での管理を行ってきました。

また、年明け頃からは、小型魚においては定置網漁業及びその他漁業で、大型魚においてはその他漁業で漁獲が急増したことから、各漁業種類の未利用分並びに県の留保枠から再配分を行うことにより対応してきたところです。

3、三重海区漁業調整委員会におかれましても、漁獲可能量の変更にあたってはその都度内容について、ご意見を伺ったうえで変更を行ってきたところですが、本日の海区漁業調整委員会終了後から令和4管理年度の終了する令和5年3月31日までの間に、急な漁獲の積み上がりにより変更の必要が生じた場合に委員会への諮問が間に合わなくなります。

4、このため、令和5年3月31日までの期間で、漁獲可能量を変更する必要がある場合、関係漁業協同組合並びに関係団体が同意した場合に限り、漁獲可能量を変更することを事前にご承認いただきたく、今回の諮問となりました。

2-4ページをご覧ください。直近の3月8日時点までのくろまぐろの漁獲状況を取りまとめています。なお、この数値は概数であり、多少変動があることをご了承ください。

この表でご覧いただきたいのは県の留保枠の部分です。小型魚、大型魚ともに県の留保枠として、小型魚1.0トン、大型魚2.8トンを確保しており、漁獲量が超過する恐れが生じた際の最終調整用の原資として残しています。

2-2ページをご覧ください。今回の諮問のまとめとなります。三重県資源管理方針に係る令和4管理年度のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、次の項目を満たす場合に限り、知事管理区分間の漁獲可能量を変更します。

1 本日の三重海区漁業調整委員会後に、特定の漁業種類において漁獲急増等の理由で、知事管理区分の漁獲可能量を超える恐れが生じた場合

2 漁獲可能量の変更内容について、くろまぐろを漁獲する漁業者が所属する漁業協同組合（鳥羽市以南の沿海漁業協同組合）及びくろまぐろを漁獲する関係団体（三重県まき網連合会及び三重県定置漁業協会）の全ての同意が得られた場合

この場合について、漁獲可能量を変更させていただきたいと思えます。

なお、この措置については、令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）のみに適用することといたします。

最後に、今回の方法により、漁獲可能量を変更した場合には、直近の委員会にて報告させていただきます。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますように、このことについて、令和5年3月3日付け農林水第24-1060号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和5管理年度のするめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

3-3ページをご覧ください。今回の諮問について、6つのポイントに沿って説明します。

1、今回の諮問は令和5年4月から管理期間が開始される、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の3つの資源について、国から都道府県別漁獲可能量が示されたことに伴い、三重県の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。

2、今回、国から配分量が示された、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の3種類の資源のうち、数量管理を行うものはくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大

型魚)の2つの資源です。するめいかについては現行水準での管理となっています。くろまぐろ小型魚及び大型魚の数量は、小型魚33.8トン、大型魚28.7トンです。

3、くろまぐろ(小型魚)については、令和4管理年度と同様の考え方での配分方法となります。詳しい配分の考え方については、3-4ページの令和5管理年度の配分の考え方についてをご覧ください。小型魚の国から示された漁獲可能量は、33.8トンでした。

今年度の繰越分の上限3.3トンと、国の留保から2.9トン前後の再配分が令和5年5月中旬に見込まれるため、三重県の留保枠を0.0トンとし、33.8トン全量を各漁業種類に配分します。配分する33.8トンのうち、半数にあたる16.9トンは、漁獲規制のない漁獲報告体制の試行期間と、第1管理期間のうち4月から3月の実績をもとに配分します。残り16.9トンは、定置漁業、中型まき網漁業、その他漁業で均等配分します。

また、4月当初は養殖種苗以外の漁業種類に多めに配分し、5月中旬に追加配分された数量の中から、養殖種苗の漁獲枠を確保するものとします。

具体的な計算結果について説明します。

先ほど申しました平成26年4月から平成28年3月の各期間の養殖用種苗採捕漁業、定置漁業、中型まき網漁業、その他漁業について漁獲量を計算し、それぞれの割合を算出しました。その結果、平均割合は、養殖用種苗採捕漁業14.7%、定置漁業41.5%、まき網漁業28.9%、その他漁業14.9%でした。

この平均割合をもとに、33.8トンのうちの半数の16.9トンを配分した結果、養殖用種苗採捕漁業2.49トン、定置漁業7.02トン、まき網漁業4.88トン、その他漁業2.51トンとなりました。この数字を②とします。

続いて、33.8トンのうち残りの半数にあたる16.9トンを3つの漁業種類で等配分した結果、定置漁業、中型まき網漁業、その他漁業それぞれ5.63トンの配分結果となりました。この数字を③とします。

先ほど示した②と③の数値を足したものを④として、④の数字を小数点第2位で四捨五入した結果、養殖用種苗採捕漁業2.5トン、定置漁業12.7トン、中型まき網漁業10.5トン、その他漁業8.1トン、県留保枠0.0トンの配分となり、こちらが令和5管理年度のくろまぐろ(小型魚)の知事管理漁獲可能量の当初配分案となります。

また、5月に国からの追加配分がありますので、県の保留はありませんが、5月までの間は漁獲枠の中で調整を行います。更に、令和4管理年度からの繰越分及び国からの追加配分については、一旦、県の留保枠に加えることとし、急な漁獲の積み上がりなどに対応できるようにします。また、配分方法については、別途協議を行う予定です。

3-5ページをご覧ください。大型魚について説明します。大型魚の国から示された漁獲可能量は、28.7トンでした。令和4管理年度からの県の繰越分が上限2.8トンまでしか見込めないため、3割にあたる8.6トンを県の留保枠とします。残り20.1トンを近年の漁獲実態に近づけるため、平成30年4月から令和4年3月の漁獲実績を基に配分します。

平成30年4月から令和4年3月の4か年平均の各漁業種類の割合は、定置漁業60.3%、その他漁業39.7%となりました。

県の留保枠を除いた20.1トンを先ほどの割合で配分すると、定置漁業12.11トン、その他漁業7.99トンの配分結果となりました。この配分結果の小数点以下第2位を四捨五入すると、定置漁業12.1トン、その他漁業8.0トン、県留保枠8.6トンの配分となり、こちら

が令和5管理年度のくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の当初配分案となります。

各漁業種類で配当以上の漁獲が見込まれる場合には、県の留保枠から追加配分を行います。詳細な配分方法については別途協議することとします。また、令和4管理年度からの繰越し分及び国からの追加配分については、小型魚と同様に、一旦県の留保枠とし、配分方法については別途協議を行うこととします。

最後のまとめになりますが、3-2ページをご覧ください。今回の知事管理漁獲可能量の設定では、するめいかについては現行水準、くろまぐろ(小型魚)は、定置漁業12.7トン、中型まき網漁業10.5トン、養殖用種苗採捕漁業2.5トン、その他漁業8.1トンの配分。くろまぐろ(大型魚)は、定置漁業に12.1トン、その他漁業に8.0トンの配分を行いたいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○濱田委員

くろまぐろについては資源の管理をしていますが、どれ位回復したのか教えてください。

○水産資源管理課(岡野技師)

資源の回復の状況としては、令和3年、令和4年については、今までの漁獲をみても多く獲れている状況ですので、回復はしてきていると思います。

○濱田委員

管理が厳しく、くろまぐろを狙って獲ってないわけですよね。資源の回復については、どうやって話し合っているのですか。

○水産資源管理課(岡野技師)

資源については国が資源評価を行っており、その漁獲規制のなかでの評価ではありますが、その評価結果を基に評価しています。

○濱田委員

実際にくろまぐろの小型魚がいても獲らないわけですよね。だから資源の回復状況というのは、それでは分からないと思いますが。

○水産資源管理課(岡野技師)

資源管理評価も近年のデータを反映させて評価することになってはいるのですが、やはり漁獲規制のなかでの評価になっていますので、若干のずれはあるのかもしれませんが、ご意見としてはおっしゃるとおりだと思います。

○濱田委員

回復はしてきているんですね。

○水産資源管理課（岡野技師）

そうですね。くろまぐろの漁獲枠が増加する旨の新聞記事もありましたので、回復傾向にあるものと思います。

○浅井会長

ありがとうございました。ほかにありませんか。

それでは、議案3については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案3については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案4「会長及び会長職務代理者の選出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林事務局長）

議案4につきましては、現在の浅井会長及び矢田会長職務代理者の任期が令和5年3月31日までとなっていますので、4月1日からの新しい会長及び会長職務代理者を選出していただくものです。

資料4の4-3ページをご覧ください。委員会の会長選出内規です。この内規の2によりますと、会長選出の議案は仮議長を置くこととなっています。委員の皆様、この内規に従ってよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○事務局（林事務局長）

事務局長が人生経験が最も豊富な委員を仮議長に推挙することとなっていますので、永富委員を仮議長に推挙したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○事務局（林事務局長）

それでは、永富委員よろしく申し上げます。

○永富仮議長

ただいまご紹介をいただきました永富です。内規によりまして、仮議長を務めさせていただきます。議事の進行につき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案4「会長及び会長職務代理者の選出について」を上程します。はじめに会長及び会長職務代理者の選出方法について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林事務局長）

4-1ページをご覧ください。

三重海区漁業調整委員会運営規程です。第2条が会長及び会長職務代理者の規定で、同条第4項で「会長及び会長職務代理者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし原則として連続4年を限度とするが、漁業法等の一部を改正する等の法律による委員の任期の延長等やむを得ない場合はこの限りではない。」とされています。このため次期会長、会長職務代理者とも任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

まず、会長候補者選出の方法について説明します。会長の選出は、この運営規程と4-3ページの三重海区漁業調整委員会会長選出内規の2つにより定められています。4-1ページの運営規程第2条第1項において、「会長及び会長職務代理者は委員の互選により選出する。」となっています。また、4-3ページ会長選出内規の1により、会長の選出は三重海区漁業調整委員会運営規程による他、この内規によるものとする、となっています。内規の3に選出方法が定められています。仮議長が一時委員会を中断し、会長候補者選出の『協議の場』を設けていただきます。次に、出席委員から会長候補者の推薦を受けます。推薦された会長候補者が1名の場合は出席委員の過半数の同意で決定されます。2名以上の推薦があった場合は協議を行っていただきます。また、必要に応じて採決や選考委員による協議により会長候補者を決定していただきます。会長候補者が1名に決定されましたら、委員会を再開していただき、会長選出議案の議決を行っていただきます。

4-4ページに「会長選出の流れ」として簡単にまとめてありますので、そちらも参考にしてください。

4-3ページに戻っていただき、前回委員会において、会長職に占める学識委員の割合についてお話が出ていましたが、全国の海区で見ますと3割弱でした。

会長職は会長選出内規の4の規定により、漁業者委員、学識委員、中立委員の別なく就任できるものとなっています。また、会長選出内規の5のとおり、会長は当委員会の代表として、海区漁業調整委員会の全国組織である全国海区漁業調整委員会連合会の会議への出席や愛知・和歌山との連合海区漁業調整委員会の委員等に就任していただくこととなります。

なお、全漁調連については、4-5ページにありますように、第17期は令和7年まで副会長となります。4-6ページにありますように、5月の総会、6月の国への要望活動、11月のブロック会議、12月と3月の役員会や会長・副会長会議など、表の「○」は7つありますが、同日に開催される会もあり、年5回程度ご出席いただくこととなります。

続きまして、会長職務代理者の選出方法について説明します。会長職務代理者も委員の互選によって選出されるものですが、会長選出内規の5の規定により新会長の権限によって指名するものとされていますので、次期会長が決まりました後に次期会長から指名して

いただくこととなります。
事務局からは以上です。

○永富仮議長

ただいまの説明に対して、ご意見はありませんか。
ないようですので、委員会を一時中断し、会長候補者について協議を行います。

(事務局は退室して待機)
(会長候補選出の協議)
(会長候補者決定後、事務局入室)

○永富仮議長

それでは委員会を再開します。
協議の結果、小川委員を会長候補者とすることに決定しましたので、小川委員を次期会長とすることとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○永富仮議長

全員異議なしとのことですので、小川委員を次期会長に決定します。
以上で次期会長が決定しましたので、仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局（林事務局長）

永富委員、ありがとうございました。
それでは、小川次期会長、ご挨拶の後、次期会長職務代理者のご指名をお願いします。

○小川次期会長

まず挨拶をさせていただきます。今回、皆さんの異議なしという賛同をいただきまして、まずそこに感謝申し上げます。北高南低が掲げられて久しいかと思いますが、南部からの出身の委員として、この席に座るということは意義があるのかな、意味があるのかなと考えております。ただ振り返って自分を考えてみますと、もとより浅学非才でありますので、そこにいろんな葛藤がございます。皆さまのご支援とご協力をいただきながら、この役職を続けていきたい、やっていきたいと、やっていければ幸いかと感じています。ただいろいろ考えたなかで、だめなことの一切をあきらめる、あきらめてはだめだという詩の一遍がありまして、それに勇気もらってこの漁業法改正やいろんな山積された問題のなかで、自分が出るのかどうか心配するところがありますが、先ほども申し上げましたように、皆さまのご協力とご支援をいただきながら、これをやっていければありがたいと考えておりますので、今後もよろしく願いいたします。

続きまして、次期会長職務代理者につきまして、内規により私から指名させていただきます。藤原委員に次期職務代理者をお願いしたいと思いますが、皆様方のご意見はいかがでしょうか。

○委員

(異議なし)

○小川次期会長

よろしいですか。それでは藤原委員、次期職務代理者をよろしく申し上げます。ひとこと就任のご挨拶をお願いします。

○藤原次期職務代理者

ただいま、次期小川会長より次期職務代理者にご指名いただきました。私も浅学非才ではございますが、小川会長を補佐しながら、より良い委員会運営に微力ながら寄与させていただきたいと思いますので、皆様のご協力、ご支援よろしくをお願いいたします。

○浅井会長

ありがとうございました。以上で議案4を終了させていただきます。

続きまして、その他事項1「太平洋広域漁業調整委員会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。

5-1ページのとおり、3月15日（水）に太平洋広域漁業調整委員会が、東京都においてWeb会議を併用して開催される予定です。この委員会の委員である浅井会長には、13時30分から三重海区の委員室でWebにて出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

それでは、特にないようですので、次に進みます。その他事項2「マスクの着用の考え方について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林事務局長）

新型コロナウイルス感染症の扱いが、今後インフルエンザと同じ扱いになると聞いていますが、感染の防止対策のうち、マスクの着用についての新たな考えが先行して示されています。ちょうど昨日になりますが、3月13日から県の考え方も見直されましたので、委員会議事には直接関係しませんが、ご紹介をさせていただきます。

資料6をご覧ください。6-1ページのとおり、県では新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、「三重県指針」を県民の皆さまにお示ししており、2月22日付けのver.18が

最新の指針となります。6－3ページにマスクの着用の考え方があります。表は3月12日（日）までの考え方が示されており、屋内や屋外で会話を行う際や会話をほとんど行わない場合に分け、「着用推奨」や「必要なし」に分けられていました。この考え方は6－3ページから6－4ページにあるとおり、令和5年3月13日からの考え方として、医療機関の受診や混雑した交通機関の利用、高齢者の方などとお会いする以外は、マスクは個人の判断での着脱となりました。また、6－7ページのアンダーラインで示されているように、マスクの着脱は個人の判断にゆだねられましたが、着脱の無理強いや着用が推奨される場面等での着用が困難な場合もあり、着用してない方への人権侵害や誹謗中傷等を行わないようお願いしています。

なお、換気や人と人との距離の確保、手指の消毒を行うなどの基本的な対策が緩和されたわけではありません。

これらのことから、委員の皆さまへの開催案内やホームページに掲載する委員会の傍聴の案内などに、以前は感染防止対策として「新型コロナウイルス感染予防のため、出席にあたっては手洗い、マスク着用等にご協力をお願いします。」と記載していましたが、今回の委員会から「マスク」という単語は外し、「新型コロナウイルス感染予防のため、出席にあたっては手指消毒等の基本的感染防止対策にご協力をお願いします。」とさせていただいています。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項3「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

4月18日（火） 10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室
議題（案）

- ・令和5年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について
- ・全国海区漁業調整委員会連合会理事会の結果について
- ・太平洋広域漁業調整委員会の結果について

○浅井会長

皆さん、ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。